



おじいちゃん、おばあちゃんが 狙われているかも!!??



別居している高齢の家族の家に、見慣れない商品や契約書、消費期限が切れたまま放置されている飲食物等はありませんか？

判断力不足に便乗して 不要な契約をさせられてしまっている かもしれません！

見守りチェックリスト

- ☒ 家に見慣れない人が出入りしていないか
- ☒ 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- ☒ 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- ☒ 定期的にどこかにお金を支払っている形跡はないか
- ☒ 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないかなど

Check!



認知症等の高齢者は、**自身が被害に遭っていることに気付かないまま契約を繰り返す**ことがあります。

近所の方ともコミュニケーションをとり、みんなで見守りましょう!!

見慣れない契約書



消費期限が切れたまま
放置されている飲食物



見慣れない商品



契約したっけ???
よく分らん。



契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売は、

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、
原則として、**無条件で契約解除**ができます。



※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。
対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行いましょう。
- ② 契約(申込)年月日、販売(役務提供)会社、担当者名、商品(役務)名、契約金額及び契約の解除・返金を求める旨を書きます。
※あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの発送した記録が残る方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約解除通知書 記載例

契約解除通知書

- 契約(申込)年月日 ○○年○月○日
- 販売会社○○会社
- 担当者名 ○○ ○○
- 商品名 ○○○○一式
- 契約金額 ○○○,○○○円

上記の契約を解除いたします。
支払った代金○○○○円を返金してください。

○年○月○日

住所 ○○県○○市○○○○○○○
氏名 ○○ ○○

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていたように見えても、**契約を解除できる場合があります。**
認めずに消費生活センター等に相談しましょう！



まずは家族や周りの人に相談してみましょう
それでも困ったら、188に電話しましょう

困ったときは一人で悩まずに、「消費者生活ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎(局番なし) **188**



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン